

# 藤見中学校 PTA 慶弔規程

昭和51年4月 1日一部改正  
昭和51年9月 1日一部改正  
昭和53年4月 1日一部改正  
昭和58年6月 1日一部改正  
平成 元年4月24日一部改正  
平成 7年4月27日一部改正  
平成 9年4月25日一部改正  
平成16年4月23日一部改正  
平成19年4月20日一部改正  
平成28年4月30日一部改正

本規程は、PTA 会員及び生徒などの慶弔などについて定める。

## 第一条

1. 学校職員が死亡した場合、2万円の香典をおくる。
2. 学校職員の配偶者、子どもが死亡した場合、1万円の香典をおくる。
3. 生徒の両親もしくはこれにかわるべき保護者が死亡した場合、2万円の香典及び献花をおくる。
4. 生徒が死亡した場合、2万円の香典及び献花をおくる。

## 第二条

生徒、学校職員が災害で相当の被害を受けた場合、1万円の見舞金をおくる。  
ただし、大災害により被害者多数の場合は、常任委員会で協議し決定する。

## 第三条

1. 会長、副会長の転任・退職などには記念品の贈呈により感謝の意を表する。

## 運用基準

PTA 会長（又は PTA 副会長）と学級委員は、お通夜（告別式）に参列し、弔意を表し、香典の表書きは、PTA と学級とし、慶弔規定に定める金額を折半しておく。  
原則としてお返しはいただかないこととする。

付 則 学校職員とは、市費教職員及び PTA 負担の雇用人をいう。